

農地中間管理事業

農地の貸し借りをお手伝い!!

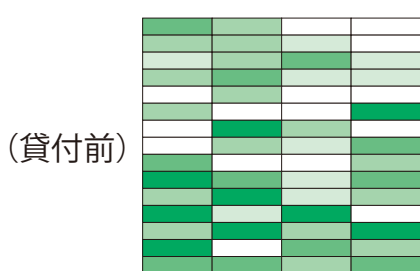
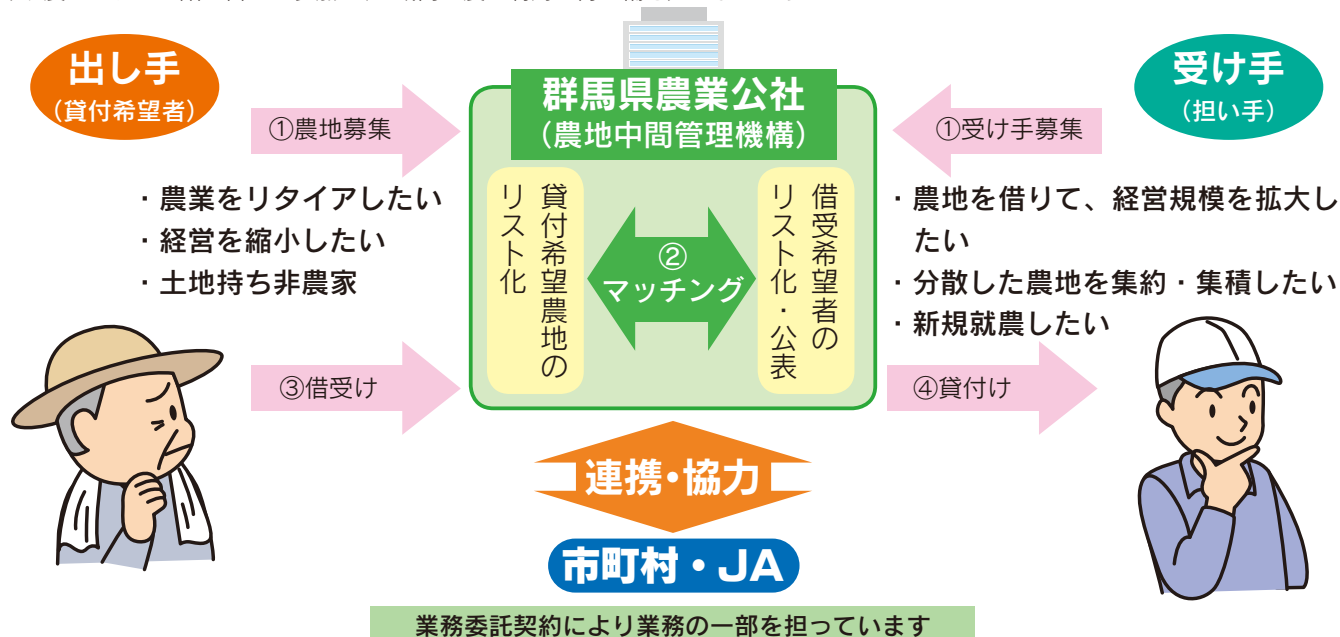
群馬県農業公社では、群馬県知事より農地中間管理機構の指定を受け、市町村・JAなどと連携協力しながら農地中間管理事業を行っています。

営利目的としない公的機関である公社が、農地の出し手と担い手の間を仲介しますので、安心して農地の貸し借りが行えます。

農地中間管理事業のイメージ

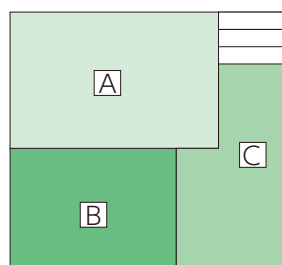
農地中間管理事業とは、農地中間管理機構(群馬県農業公社)が、農地を貸したい農家(出し手)から借り受け、できるだけまとまった形で担い手(受け手)に貸し付ける事業です。

※人・農地プランの話し合いに参加し、地域内の農地利用の再整備を進めましょう!



集約化のイメージ

農地の集積・集約化



◆農地を貸した方 (出し手)

- ・賃料は、公社から確実に受け取ることができます。
- ・貸付期間満了後は、農地が確実に戻ります。
- ・相続(贈与)税の納税猶予を受けていても、届出をすれば継続されます。
- ・経営移譲(特別付加)年金は、届出をすれば継続支給されます。
- ・一定の要件を満たせば、農地の固定資産税の軽減措置が受けられます。
- ・一定の要件を満たせば、機構集積協力金の交付対象となります。

◆農地を借りた方 (受け手)

- ・多くの出し手から借りていても、賃料は公社に支払うだけですみます。
- ・長期的に借入(原則10年以上)することにより、計画的に営農が行えます。
- ・集積・集約化により、経営の効率化が図られます。
- ・認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。
- ・補助事業の種類により、採択のポイントが加算される場合があります。

詳しくは市町村または農業公社までお問い合わせください。

公益財団法人 群馬県農業公社 — 農地中間管理機構 —

前橋市総社町総社 2326-2 TEL:027-251-1220 URL:<http://www.gnk.or.jp/>

トピックス

農地中間管理事業の取組を更に加速していくため、土地改良法の一部を改正する法律が施行されました!!

○背景

農地中間管理機構への貸付が増加することが見込まれる中で、**基盤整備が十分に行われていない農地**については、**担い手が借り受けにくい**おそれがあります。一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は**基盤整備のための費用を負担する用意はなく**、このままでは基盤整備が滞り、結果として、**担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる**可能性が考えられます。



○そこで

農地中間管理機構が借り入れている農地について、**農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業**ができるように土地改良法の一部が改正（平成29年9月25日施行）されました。

○改正の概要

現行制度

改正後

土地改良法

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり
- ・ 農業者の費用負担あり

- ・ 都道府県の判断により実施
- ・ 農業者の同意なし
- ・ 農業者の費用負担なし

農地中間管理事業法

【農地中間管理事業 規程の認可の基準】

- ・ 中間管理事業の実施方法
- ・ 農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
- ・ 所有者等への協議
- ・ 貸付相手方の公平な選定

【農地中間管理事業 規程の認可の基準】

- ・ 中間管理事業の実施方法
- ・ 農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
- ・ 所有者等への協議
- ・ 貸付相手方の公平な選定
- ・ 所有者等に本事業が行われ得ることの説明の実施 **【追加】**



公共性・公益性を確実に担保する必要

【新事業の要件】

- ① 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定されていること。**
- ② 事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域等は5ha以上）**
(事業対象農地を構成する各団地は**1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）**の連担化した農地)
- ③ **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること。**
- ④ 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**（機構の方針として設定）
- ⑤ 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上**

【転用防止措置】

- ① **農用地区域からの除外は中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可**
- ② 所有者が**中間管理権を解除等した場合に特別徴収金を徴収**